アメリカ法判例研究 (28) アメリカ最高裁研究会 (代表者 宮川 成雄)

- I 大統領選挙において背信的投票を行った 州の選挙人に対する制裁の合憲性
- —— Chiafalo v. Washington, 140 S. Ct. 2316 (2020)

原口佳誠

Ⅱ 無登録移民の送還を猶予する DACA の 廃止決定が行政権の濫用として取り消された事例

— Department of Homeland Security v. Regents of the University of California, 140 S. Ct. 1891 (2020) —

大野友也

大統領選挙において背信的投票を行った T 州の選挙人に対する制裁の合憲性

- Chiafalo v. Washington, 140 S. Ct. 2316 (2020) -

1 事実

合衆国憲法において、アメリカの大統領選挙では、選挙人制度が採用されて いる。憲法第2編第1節第2項は、「各州は、その立法部の定める方法により、 その州から連邦議会に送りうる上院議員および下院議員の総数と同数の選挙人 を選任する。ただし、上院議員、下院議員または信任もしくは報酬を伴う合衆 国の公職にある者は、選挙人に選任されることはできない。」と規定する。さ らに、政党政治の出現を経て1804年に憲法第12修正が成立し、「選挙人は、そ れぞれの州で集まって、無記名投票により、大統領および副大統領を投票す る。…選挙人は、1つの投票用紙に大統領として投票する人の氏名を記し、別 の投票用紙に副大統領として投票する人の指名を記さなければならない。選挙 人は、大統領としての得票者のすべてと各得票者の得票および副大統領として の得票者のすべてと各得票者の得票につき. それぞれ別の票を作り. これに署 名し認証したうえ封印して、合衆国政府の所在地に向け上院議長あてで送付し なければならない。」と定められた。

選挙人は、州議会により選出される方式から、1832年までに、ほぼすべての 州で人民投票により選出される方式へ移行した。最初は、有権者がまず政党の 提示する選挙人候補者に投票し、当選した選挙人が政党の擁立した大統領候補 者に投票する方式であった。しかし20世紀初頭までに大部分の州において、有 権者が大統領候補者に投票し、投票用紙には選挙人を記載しない方式が一般的 となった。この方式では、一般投票の集計後、州が州全体で勝利した大統領候 補者の所属する政党が選出した選挙人を任命し、その選挙人が当該政党の大統 領候補者に投票することを期待することになる。

20世紀において多くの州は、選挙人による所属政党の大統領候補者への投票 を確実にするため、いわゆる背信的投票を禁ずる法律を制定するようになっ た。選挙人が、その選挙人の政党で勝利した候補者に投票することを期待する だけでなく、それを強制しようとしたのである。現在では、32州とコロンビア 特別区が、その政党の正副大統領候補者に投票するよう選挙人に誓約させる州法を有する。

本事件と関連して、一部の州では約60年前から、選挙人の誓約違反に対して制裁を科しており、現在は15州でその制度がある。そのほぼすべての州で、背信的選挙人はただちに選挙人の地位を剥奪され、州が届け出た投票を行う選挙人に差し替えられる。また、数州では、選挙人が誓約に違反した場合に罰金が科せられる。

ワシントン州は、選挙人の誓約を制裁により強制する法律を有している。その州法によれば、大統領候補者を擁する政党が選挙人を指名し、選挙当日には、大統領候補者のみが記載された投票用紙が配布される。そして投票結果が出ると、州は、州全体で勝利した候補者の所属する政党により選ばれた選挙人の任命手続きに入るが、その任命前に、各選挙人が、その選挙人を指名した政党の正副大統領候補者を支持するよう「投票用紙に記入する」ことに同意する「誓約を行う」ことが要件とされる。選挙人はこの誓約に従わねばならず、従わない場合は制裁が科せられることになり、制裁は1,000ドルの罰金と規定されている(1)。

ワシントン州選挙人の Peter Chiafalo, Levi Guerra, および Esther John の 3 名は、2016年の大統領選において、民主党の Hillary Clinton に投票するという誓約を破り、別候補の Colin Powell に投票した。これは、自らが別候補に投票することにより、他の選挙人、とりわけ Donald Trump に投票を義務づけられた共和党の選挙人が別候補に投票することを促し、それにより Trump 候補が過半数の選挙人を獲得することを阻止し、連邦議会下院における議員投票に大統領選出を委ねようとしたためであった。しかしその試みは失敗し、目標にはほど遠く僅か7名の選挙人が背信的投票を行ったのみであり、Trump 候補は大統領となった。以上により、州は、背信的投票を行った上記3名に対して誓約違反に基づき罰金を科したのである。

当該選挙人は、州裁判所において罰金に対して訴えを提起し、合衆国憲法は 選挙人団の構成員に対して、選挙人が望むように投票する権利を付与している と主張した。ワシントン州上位裁判所は、口頭の決定によりその訴えを棄却

⁽¹⁾ Wash. Rev. Code \$29A.56.320 (1), (2), \$29A.56.084, \$29A.56.340. なお、本事件を受けて、現在、ワシントン州は背信的投票に対する罰金制度を廃止しており、背信的投票者の罷免・差替えのみ残されている。See Wash. Rev. Code \$29A.56.090 (3) (2019).

し、州最高裁判所も原審を維持した(2)。州最高裁は、合衆国最高裁判所の先例 である1952年の Ray v. Blair (レイ対ブレア) 判決(3)に依拠し、Ray 判決は罰則 を伴わない誓約義務づけの事案であったものの、同種の事案として扱った。州 最高裁によれば、合衆国憲法第2編は、州が選挙人を任命するのに広範な裁量 を付与し、任命の条件設定についても広範な裁量を付与している。そして、合 衆国憲法の文書において、選挙人が州議会による制限なしに投票する裁量をも つことを示唆する箇所は一切ないとした。

一方、コロラド州における背信的投票にかんする事件において、連邦第10巡 回区控訴裁判所は、 合衆国憲法が選挙人に対して大統領に裁量をもって投票す る権利を付与している. と解釈し. 背信的投票者を罷免することはできないと した心。それゆえ、合衆国最高裁判所は、法的判断の統一の観点から、裁量上 訴を認めた。

2 争点

州が選挙人に対し、その選挙人の所属する政党の候補者―州の有権者が選択 する候補者―を支持する旨の誓約を、制裁により強制することは合憲か。合衆 国憲法第2編第1節と第12修正において選挙人制度が規定されるが、選挙人に よる背信的投票を制裁により禁ずることは、選挙人が自己の判断で大統領候補 者に投票する権利(憲法第1修正)を侵害しないのかが問題となる。

3 判決

原審維持。合衆国憲法第2編と第12修正は、州の選挙人制度に対して広範な 権限を付与しており、選挙人は自己の判断で投票する権利をもたない。それゆ え州は、選挙人に対して、その選挙人の所属する政党の候補―州の有権者が選 択する候補―を支持する旨の誓約を、制裁により強制できる。

Kagan 裁判官が法廷意見を執筆し、Roberts 首席裁判官、Ginsburg, Breyer、 Alito, Sotomavor, Gorsuch, Kavanaugh 各裁判官が同調した。Thomas 裁判官は 結論同意意見を執筆し. Gorsuch 裁判官が一部同調した。

⁽²⁾ See In re Guerra, 193 Wash. 2d 380, 441 P. 3d 807 (2019).

⁽³⁾ Ray v. Blair, 343 U.S. 214 (1952).

⁽⁴⁾ See Baca v. Colo. Dep't of State, 935 F.3d 887 (2019).

4 判決理由

(1) 本判決の先例として、Ray v. Blair 判決(5)がある。アラバマ州選挙人の Blair は、所属政党の大統領候補に投票する誓約に異議を唱え、「建国の父祖の 意図によれば、「大統領」選挙人は、投票において判断を行う」ものであり、 誓約の要件は、「選挙人の最良の判断に従って [大統領を] 選ぶ憲法上の義務 の遂行を妨げる」と主張した⑥。合衆国最高裁は、その主張を認めず、合衆国 憲法第2節1項と第12修正のいずれもが、政党の大統領候補に投票することを 誓約した選挙人のみを任命することを禁ずるものではないとし、合衆国の歴史 もそのような禁止を示唆しないとした。反対に、「歴史に鑑みれば、選挙人は、 政党の候補者を支持することを期待されてきた | のであり、「長きにわたり確 立した慣行 (long settled and established practice)」は、Blair の主張にとって 「極めて不利」である。さらに、現代の投票手続きにおいては、大統領選の投 票用紙に選挙人の氏名さえ記載されていない。選挙人制度の全体が、「黙示の 誓約」であれ「口頭の誓約」によるものであれ、選挙人が州の一般投票で勝利 した候補者に投票することを前提としているとした(7)。

しかし、Rav 判決は、州が選挙人の誓約を法的制裁を通じて強制しうるの か、そのような強制は、選挙人が自ら選択するように投票する憲法上の自由を 侵害しないのか、という論点について扱っていない。当裁判所は、この論点を 取り上げ、ワシントン州の罰則に基づく誓約制度を、多くの点で Ray 判決に 依拠しつつ支持する。合衆国憲法の文言ならびに合衆国の歴史の双方に基づ き、州は、選挙人がその政党の大統領候補者―ならびに州の投票者の選択―を 支持するよう誓約すること―を強制することができる。

(2) 合衆国憲法第2編第1節は、選挙人を「その立法部の定める方法により」 選任する、とされており、合衆国最高裁は、この条項を、誰が選挙人になるの かという点について「最も広範な裁量権を付与したもの」としてきた(8)。 そし て選挙人の任命権には、憲法上の制約がある場合を除き、任命条件を設定する 権限が含まれている。例えば、州のなかには、選挙人が州内に居住することを 要件とすることと同様、選挙人団に対してその所属する政党の候補者へ投票を 要求し、一般投票結果を反映させようとすることも、その要求に反した場合に

⁽⁵⁾ *Supra* note 3.

⁽⁶⁾ *Id.* at 225.

⁽⁷⁾ *Id.* at 228–230.

⁽⁸⁾ McPherson v. Blacker, 146 U.S. 1, 27 (1892).

罰金を科すものもある。すなわち、合衆国憲法における制限にかからない限り、州は選挙人に関連した条件を付加することができる。州による選挙人の任命権は、ワシントン州のように、誓約の強制を可能にするといえる。

この点、合衆国憲法における選挙人の規定はごく僅かである。憲法第2編は、各州は、上院議員と下院議員の総数と同数の選挙人につき、いかなる方法であれ任命することができ(ただし、連邦政府の構成員は任命できない)、憲法第12編も、選挙人は州で集まり、正副大統領候補者にそれぞれ投票し、そのすべての票の名簿を上院に集計のために送付する、と規定するのみである。例えば、合衆国憲法起草の前後に起草されたメアリーランド州憲法とケンタッキー州憲法においては、州の上院議員は、選挙人の独立した「判断と良心」において選出される(9)と定められており、この文言は、選挙人の投票における裁量を要求している。しかし、合衆国憲法の起草者は同州憲法を知っており、例えば James Madison や Alexander Hamilton はメアリーランド州の選挙人制度を憲法制定会議で言及しているにもかかわらず、その種の文言を合衆国憲法に一切含めなかったのである。

上訴人は、選挙人の投票における裁量の根拠として、選挙人団の構成員を「選挙人(electors)」とし(憲法第2編第1節)、選挙人が「投票(vote)」し、その投票は「投票用紙(ballot)」によることを挙げ、これらの用語の「明白な意味」は、選挙人が「選択の自由」をもつことであるとする。すなわち、もし州が選挙人の投票を規制しうるのであれば、もはや選挙人は「選挙人」ではなく、「投票用紙による投票」は「投票」ではない、と主張する。しかし、ある者が配偶者、牧師、組合の指示の通りに投票する場合や、建国期に一般的であった代理投票(proxy voting)を行う場合を想定しても、その者は「投票用紙」を投じ、「投票」したとしか言い得ない。その者自身の裁量がなかったとしても、投票はなお投票なのである。大統領選挙人制度に翻ってみても、選挙人は何世紀にもわたり政党の(そして、州の投票者の)選好に拘束された投票を行ってきたのであるが、これは「投票用紙」により「投票」したという表現が最もふさわしく、大統領をまさに選出している以上、「選挙人」と呼ばれるのである。

また、上訴人は、憲法起草者が、これらの文言を用いることで、選挙人が自己の判断を反映させることを想定してきたと主張する。Hamiltonは、選挙人

⁽⁹⁾ Md. Declaration of Rights, Art. XVIII (1776), Ky, Const., Art. I, §14 (1792).

について、大統領の「資質を最もよく分析しうる者」として必要とされ、選挙人が「熟議にふさわしい環境」で選択することを想定しており(10)、John Jayもまた、選挙人団が「最も啓蒙され尊敬される市民で構成され」、その選択が「裁量と優れた判断力」を反映するとした(11)。しかし、仮に他の起草者がこの見解を共有していたとしても、なお不十分である。なぜなら、意図したかしないかにかかわらず、いずれにせよ合衆国憲法にその考えが具現化されていないからである。合衆国憲法の規定は、上記のとおり簡素であり、政党ならびに人民の選好に対して選挙人がどの程度独立すべきなのか―あるいは忠実であるべきなのか―について、何も語っていない。それゆえ、合衆国憲法は将来に向かって開かれていたのであり、実際に、大統領選挙人はほどなくして、信頼に足る、他の人民の決定の伝達者となったのである。

(3) 「長きにわたり確立した慣行」は、合衆国憲法の規定の適切な解釈において重要性をもつことがある(12)。上訴人は、この長きにわたり確立した慣行について、選挙人が独立して投票しうる証左として言及する。しかし、「国民としての我々全体の経験」からいえば、反対の帰結となる(13)。選挙人が大統領候補者への投票において裁量を行使することは極めてまれであり、最初から諸州は選挙人に自ら投票を判断させず、あらかじめ選んだ候補者に投票させていた。選挙人はこのように裁量権をもたない役割へと急速に落ち着いていった(14)。選挙人があらかじめ大統領候補者の支持を誓約することが重要だったのであり、換言すれば、選挙人の選出基準は、Hamilton流の良き方法で熟議する者ではなく、政党の候補者に投票する者であった。「大統領選挙人は、選挙人を選んだ者の意思を表明する手段として理解されたのであり、自己の判断を行うよう授権された独立の代理人ではなかった」(15)のである。

1804年に合衆国憲法第12修正が成立する以前は、選挙人は大統領候補者に2票を投じ、過半数の票を得た者が大統領に、次点の票を得た者が副大統領になる仕組みであった。しかしこの制度では、もし第一党の選挙人が2票を政党の

⁽¹⁰⁾ THE FEDERALIST No. 68, at 410 (Alexander Hamilton) (C. Rossiter ed. 1961).

⁽¹¹⁾ *Id.*, No. 64, at 389 (John Jay).

⁽¹²⁾ The Pocket Veto Case, 279 U.S. 655, 689 (1929).

⁽¹³⁾ NLRB v. Noel Canning, 573 U.S. 513, 557 (2014).

⁽¹⁴⁾ Ray, supra note 3, at 228–229.

⁽¹⁵⁾ Keith E. Whittington, Originalism, Constitutional Construction, and the Problem of Faithless Electors, 59 Ariz. L. Rev. 904, 911 (2017).

正副大統領に均等に投票すると同点となる難点(16)、そしてもし意図的に副大統領候補者に票を少なく投じると、対立政党の大統領候補者が次点に滑り込む難点(17)があった。憲法第12修正は、選挙人が正副大統領にそれぞれ投票することで、政党に即した投票を安全化するものであった。この新しい手続きのもとで選挙人は「政党の正規の候補者に投票し」、選挙人団に選挙人を送った「人々の願いを実現する」ことになった(18)のであり、独立した選挙人が入り込む余地は一切ない。

19世紀の合衆国最高裁や注釈書もまた、選挙人は他の人々の選好に基づき行動するに過ぎないことを認識していた。Joseph Story 合衆国最高裁裁判官は、選挙人は、誓約したとおりに投票を行いうるのみであり、「もし独立した判断を行うならば、政治的簒奪であり、選挙人にとっての不名誉であり、選挙人を選んだ有権者への詐欺行為である」(19)とし、William Rawle も、選挙人は自己の判断を自由に行使するためではなく、「選挙人を選出した第一党の候補者を選出するために集合する」(20)とする。合衆国最高裁もまた、選挙人は「特定の候補者に関する任命権者の意思を単に登録するために」選ばれる、としていた(21)。

州の選挙法も、選挙人のこのような役割を補強する方向で発展し、選挙人が 州民と同様の投票を行うことを確保した。諸州が大統領候補者のみを投票用紙 に記載するようになったのは、選挙人が選挙の勝者に投票することのみ行うと いう理解に基づいている。1900年代初頭には、諸州は万全を期すべく選挙人に 誓約を求めるようになった。ワシントン州による誓約違反への罰則制度も、同 様の流れの一例に過ぎない。この制度は、2世紀以上にわたる伝統を反映して

^{(16) 1800}年の大統領選においては共和派の Thomas Jefferson と同派の Aaron Burr が同点となり、連邦議会下院の投票に大統領の選出が委ねられた。当時の下院は連邦派が支配しており、Jefferson が過半数を得られずに何度も投票を繰り返すという問題が生じた。

^{(17) 1796}年の大統領選では連邦派のJohn Adams が大統領に、共和派の Jefferson が副大統領となり、政策形成や閣内統一の点で問題が生じた。

⁽¹⁸⁾ *Ray, supra* note 3, at 224.

⁽¹⁹⁾ Joseph Story, 3 Commentaries on the Constitution of the United States 321 (1833).

⁽²⁰⁾ WILLIAM RAWLE, A VIEW OF THE CONSTITUTION OF THE UNITED STATES OF AMERICA 57 (2d ed. 1829).

⁽²¹⁾ McPherson, supra note 8, at 36.

おり、選挙人は自由な代理人ではなく、州の有権者が選んだ候補者に投票する 義務を負う。

上訴人は、建国以来、正副大統領候補者へ180の背信的投票が存在したと主張するが、これは23,000を超える投票における数値である。さらにその180の投票の内の3分の1以上は、1872年に民主党の大統領候補者が選挙日以降に死亡したことから生じたものであり、この事情を考慮せずとも、背信的投票は全体の0.5パーセントしか存在しない。さらに上訴人は、連邦議会が背信的投票を含めて集計していると主張するが、背信的投票が選挙結果に影響を与えるには到底至らないため、これまで1件しか異議申し立てがなされなかった。その異議申し立てでは確かに背信的投票が有効に認められたが、200年以上にわたる歴史で僅か1件の例外をもって、歴史的伝統の根拠とすることはできない。いずれにせよ、当該選挙人を任命した州は、選挙人に誓約を要求したり裁量行使を禁じたりする法を持たなかった。連邦議会が、背信的投票を禁じていない州の決定に対して敬譲したことは、州が背信的投票に制裁を科すことを否定する理由には一切ならない。

(4) 上訴人の憲法上の主張は、憲法の文言ならびに歴史の双方から認められない。合衆国憲法第2編と第12修正は、州の選挙人制度に対する広範な権限を付与しており、選挙人には一切権利を与えていない。合衆国の歴史の早い段階から、選挙人は、州議会あるいは市民による大統領の選択に拘束されており、州議会がその役割を果たさなくなってから200年あまりの慣行がある。州は、他者の代理人としての役割を確実にするため、誓約を選挙人に課してきたのであり、その同じ伝統のなかに、ワシントン州のような誓約違反への制裁がある。そうすることで、州は、選挙人が何百万もの州民の投票を覆すことに一切の根拠がないことを説いているともいえよう。その制度の方向性は、合衆国憲法に合致し、我ら人民が統治する、という国民の信託と合致する。

5 判例研究

(1) 判例の構成

アメリカの大統領選挙は、大統領選挙人による間接選挙制度(いわゆる大統領選挙人団制度)が採用されている。大統領選でアメリカ国民が選挙するのは、その州が連邦議会に選出しうる上院議員および下院議員の総数と同数の大統領選挙人(electors)である。選挙人制度は、合衆国憲法第12修正(1804年成立)により、大統領候補者と副大統領候補者に対して別々に投票する旨の修

正が行われたものの、原理的には何ら修正を受けることがなく、今日に至るまで継承されてきた(20)。

選挙人制度においては、各州に割り当てられた計538人の選挙人により大統領の選出が決定される。大半の州では、州の一般投票で最も得票の多い候補が全ての選挙人を得て、選挙人は有権者の意向に沿って投票することが求められている。ただし、選挙人がその意向と異なる候補に投票することも可能であり、選挙結果を左右する可能性が指摘されてきた。現代の大統領選挙では、選挙人による背信的投票の件数は0から1件にとどまっており、2016年の大統領選挙で上訴人の Chiafalo を含めて7人の選挙人が背信的投票を行ったことは異例であった(23)。本判例は、このいわゆる「背信的投票」を罰則により禁ずる州法の合憲性につき統一判断を行ったものである。

法廷意見は、先例である Ray 判決に依拠しつつ、選挙人制度について規定する合衆国憲法第 2 編第 1 節および第12修正の文言と長きにわたる歴史の慣行から、州による選挙人への規制に幅広い裁量をひろく認め、背信的投票に対して制裁を科すことを合憲とした。

Thomas 裁判官の結論同意意見(Gorsuch 裁判官が一部同調)は、州が背信的投票を禁ずる権限について、合衆国憲法第2編ではなく、第10修正を根拠とする。憲法第2編は、州の権限について一切言及していない以上、当該条項から州による選挙人に対する規制の根拠を導くのは妥当ではない。憲法第10修正は、「憲法が合衆国に委任し、または州に対して禁止していない権限は、それぞれの州または人民に留保される」とし、合衆国憲法によって禁じられていない限り、すべての権限は州と人民に留保されている。したがって、本件はこの連邦制の原理に基づいて決せられるべきである。このThomas 裁判官の意見は、合衆国憲法の明文で解決できない微妙な事件において、可能な限り州権に即して判断する姿勢を示している。

なお、本判例と関連して、州が背信的投票者に対して刑罰を科すのではな

⁽²²⁾ 太田俊太郎『アメリカ合衆国大統領選挙の研究』(慶應義塾大学出版会, 1996年) 1-6頁参照。選挙人制度の制憲過程と制度改革の歴史について同1-77頁参照。

⁽²³⁾ 背信的投票の歴史について、同58-61頁。詳細な具体例の説明として、今村浩「アメリカ大統領選挙人制度-その起源と現状、問題点」早稲田社会科学総合研究10巻2号1頁、8-9頁(2009年)参照。

⁽²⁴⁾ Colorado Dep't of State v. Baca, 140 S. Ct. 2316 (2020).

く、別の投票者に差し替えることも合憲とされている(24)。それゆえ、本判例によって、州による背信的投票に対する一連の規制が認められ、選挙人が州の一般投票に基づき投票するよう要求しうることが明確化されたといえる。

(2) 判例の現代的意義

本判例において、上訴人側の弁護人を務めたのは、ハーバード大学ロースクールの著名な憲法・情報法研究者であり、自らも2016年の大統領選で出馬表明・撤退をした Lawrence Lessig である。Lessig は、合衆国憲法の文言と歴史から、選挙人の投票における自由な裁量を主張し、ひとたび選挙人が州から選出された以上、選挙人による投票は連邦の機能に属し、州による連邦への介入は認められないとした。

Lessig の上訴には、短期的目標と長期的目標があったと考えられる。短期的目標としては、背信的投票の制裁を伴う禁止の合憲性について2020年の大統領選の前に結論を出す、ということである。近年の大統領選は接戦が続き、僅かな数の選挙人による背信的投票により大統領選の結果が覆る危険性が常に存在している。もし州による背信的投票が行われた後、その合憲性の判断が合衆国最高裁で争われるならば、過熱する世論のなかで政治的に微妙な事件を扱わざるをえなくなり、最高裁の正統性が大きく損なわれるおそれがある(25)。それゆえ Lessig は、本件は、大統領選後に紛争が生じた状態で最高裁が解決すべき問題ではなく、現在であれば静謐な環境で決定を下しうる「稀有な事件」であるとし、裁量上訴を認めることを強く要請した。Lessig は本判決後、憲法上の危機が生じる前に背信的投票について一定の結論が出たことを評価している(26)。このような Lessig の戦略的行動の背景には、アメリカの民主政治の分極化への強い懸念がある(27)。

長期的目標としては、選挙人制度の不備を指摘することで、選挙人制度改革への足掛かりとすることである。現在、48州の大統領選において、勝者総取り

⁽²⁵⁾ 大統領選の結果を最高裁で争う近年の例として、Bush v. Gore, 531 U.S. 98(2000) がある。

⁽²⁶⁾ See Lessig, Who Argued on Behalf of 'Faithless Electors', Responds to the Supreme Court's Decision, HARV. L. TODAY (July 8, 2020), https://news.harvard.edu/gazette/story/2019/10/harvard-panel-debates-effectiveness-of-electoral-college/(last visited January 21, 2021).

⁽²⁷⁾ LAWRENCE LESSIG, THEY DON'T REPRESENT US: RECLAIMING OUR DEMOCRACY (2019).

74 比較法学 55 巻 1 号

(winner-take-all) 制度が採用されており、候補者は、合衆国全体の一般投票の多数を獲得せずして、各州から選ばれる270の選挙人さえ獲得すれば勝利する。このことは、共和党と民主党の双方の勢力が拮抗しているごく一部の州のみで選挙活動を重点的に行うことにつながり、アメリカ国民全体の熟議の観点から問題である。さらに、現行の選挙人制度のもとでは、小規模の州に相当数の選挙人が確保されることから、一人一票原則に反し、民意を正確に反映しない、という批判もある。そこでLessig は、最善の策として、選挙人制度を排して全国的な一般投票により大統領を選出する制度を提示する。次善の策として、選挙人制度改革を提案しており、選挙人による投票を現行の勝者総取りではなく州全体の得票率に応じた比例型の投票とし、これにより人口の少ない州が有利であるという批判に応答でき、かつ、大統領候補者も全国を見渡して大統領選を戦うことになると主張している(28)。

本判決後,2020年11月3日の大統領選挙における有権者の一般投票では、各州とコロンビア特別区に割り当てられた538人の選挙人のうち、民主党候補の Joe Biden が306人,現職大統領であり共和党候補の Trump が232人を獲得した。各州は12月8日までに投票結果を確定、各州の選挙人が同月14日に大統領候補へ投票、2021年1月6日に上下両院合同会議で集計・確認が行われたが、懸念された背信的投票はみられなかった。本判決が州による背信的投票の禁止を事前に合憲と判断したことは、大統領選の混乱を避ける上で一定の意義があったと評価できる。

なお、上記の上下両院合同会議でTrump大統領支持者による連邦議事堂乱入事件が生じたことは、アメリカの立憲主義の危機を象徴する。合衆国憲法における選挙人制度は、大統領選挙において「できる限り混乱と無秩序に陥る機会を与えず」、「徒党、陰謀、腐敗に対抗するあらゆる実用的な障壁」を構築する観点から制度設計された(29)。建国期に選挙人に求められた熟慮と賢慮に基づく討議は、やがて、「長きにわたる歴史的慣行」として、国民自身により担

⁽²⁸⁾ See John Laidler, End the Electoral College?, HARV. GAZETTE (Oct. 21, 2019), https://news.harvard.edu/gazette/story/2019/10/harvard-panel-debates-effectiveness-of-electoral-college/ (last visited January 21, 2021). Lessig の選挙人制度改革案を支持・補強する学説として, Edward A. Hartnett, The Pathological Perspective and Presidential Election, 73 SMU L. Rev. 445, 485-492 (2020).

⁽²⁹⁾ Supra note 10.

われてきた。現代の混迷し分極化するアメリカ社会において、大統領選におけ る熟慮と賢慮に基づく選択は、大統領選挙人ではなく、アメリカ国民自身の手 に委ねられている。

(原口佳誠)